

永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第1号

永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年永平寺町条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「退職し、又は死亡したときは、その日の属する月」を「離職したときは、その日」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」を「に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円」に改め、「同項第2号」の次に「から第5号までのいずれか」を加え、「(以下「扶養親族たる子」という。)」を削り、「10,000円」を「6,500円」に改め、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の3第1項第1号中「有料道路(以下この項及び次項)」を「有料道路(以下この条)」に改め、同条第2項第1号中「以下この号に」を「次項に」に、「という。)」を「という。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を

乗じて得た額とする。

第9条の4第3項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又はその業務が町の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人であって規則で定めるものに使用される者であったものから引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員になったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第16条中「乗じたもの」を「乗じた時間から次に掲げる日数の合計に7時間45分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、7時間45分に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)を乗じて得た時間を減じた時間」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)
- (2) 勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)

第17条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「当該各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第22条第1項中「から第9条の2まで」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の職員	1号給	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2号給	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3号給	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4号給	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5号給	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6号給	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7号給	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8号給	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9号給	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000

10号給	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
11号給	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
12号給	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
13号給	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
14号給	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
15号給	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16号給	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
17号給	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
18号給	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
19号給	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20号給	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21号給	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22号給	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
23号給	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
24号給	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25号給	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26号給	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27号給	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28号給	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29号給	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30号給	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31号給	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32号給	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33号給	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34号給	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35号給	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36号給	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37号給	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38号給	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000

39号給	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40号給	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41号給	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42号給	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43号給	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44号給	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45号給	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46号給	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47号給	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48号給	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49号給	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50号給	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51号給	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52号給	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53号給	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54号給	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55号給	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56号給	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57号給	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58号給	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59号給	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60号給	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61号給	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62号給	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63号給	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64号給	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65号給	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66号給	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67号給	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300

68号給	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69号給	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70号給	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71号給	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72号給	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73号給	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74号給	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75号給	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76号給	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77号給	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78号給	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79号給	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80号給	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81号給	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82号給	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83号給	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84号給	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85号給	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86号給	256,000	297,100	346,000			
87号給	256,300	297,400	346,400			
88号給	256,600	297,700	346,800			
89号給	256,900	298,000	347,000			
90号給	257,200	298,300	347,400			
91号給	257,500	298,600	347,800			
92号給	257,800	299,000	348,200			
93号給	258,100	299,200	348,400			
94号給		299,400	348,800			
95号給		299,700	349,200			
96号給		300,100	349,500			

97号給		300,300	349,800			
98号給		300,600	350,200			
99号給		301,000	350,600			
100号給		301,400	351,000			
101号給		301,600	351,500			
102号給		301,900	351,900			
103号給		302,200	352,300			
104号給		302,500	352,700			
105号給		302,700	353,200			
106号給		303,000	353,600			
107号給		303,300	353,900			
108号給		303,600	354,200			
109号給		303,800	354,700			
110号給		304,200				
111号給		304,600				
112号給		304,900				
113号給		305,100				
114号給		305,300				
115号給		305,600				
116号給		306,000				
117号給		306,200				
118号給		306,400				
119号給		306,700				
120号給		307,000				
121号給		307,400				
122号給		307,600				
123号給		307,900				
124号給		308,200				
125号給		308,500				

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

(永平寺町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)

第2条 永平寺町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年永平寺町条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第12条第6項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改め、同条第7項中「から第9条の2まで」を削る。

(永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年永平寺町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第11条中「乗じたもの」を「乗じた時間から次に掲げる日数の合計に当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た時間を減じた時間」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(土曜日に当たる日を除く。)
- (2) 勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)

第12条中「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)」を「祝日法による休日」に改める。

(永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第4条 永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例(平成18年永平寺町条例第39号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項を削り、同条第2項中「退職又は死亡により町長等でなくなったときは、その月まで給与を支給する」を「給与の支給方法については、一般職の職員の例による」に改め、同項を同条とし、第3項を削る。

第12条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第12条 削除

第13条の前に見出しとして「(議員報酬の支給)」を付し、同条中「が退職し、又は死亡により議員でなくなったときは、その月まで議員報酬を支給する」を「の報酬の支給方法については、一般職の職員の例による」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において永平寺町一般職の

職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第2項中「（5） 重度心身障害者」とあるのは

「（5） 重度心身障害者

（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

第5条 改正後給与条例第9条の4第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（その他の経過措置の規則への委任）

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表（附則第2条関係）

号給の切替表

一般職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1

10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35

48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73

86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			